

トリニダード・トバゴの入国審査の強化について

新型コロナウイルス対策として、トリニダード・トバゴ政府は、空港などにおける入国審査を強化しています。個室にて詳しく質問されたり、体温検査等を受けたりと、入国手続きに時間がかかることもありますので、あらかじめ心構えをしておいてください。

1 トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス対策として、2月1日から、中国からの渡航者に対する中国出発後 14 日間の入国禁止措置や、入国時の体温確認等によるスクリーニング等を実施しています。

2 入国審査では

- 中国への渡航歴、中国での家族や知人の有無、中国人との接触歴等
- トリニダード・トバゴでの滞在先の住所、家主、連絡先等の詳細事項
- トリニダード・トバゴへの渡航目的、国内での行程、スケジュール等を詳しく聴取されて、入国までに長時間を要する可能性もあります。的確に対応するために、これらの質問に回答できるように準備をしておくのも一案です。

発熱や体調不良の症状がなくても、検温等の検査を実施する場合があります。

※入国審査は現地公用語の英語となります。

3 今後の情勢次第では、トリニダード・トバゴへの入国に際して、新たな措置が採られる可能性も排除できませんので、日頃から最新情報の入手に努めてください。

※トリニダード・トバゴに登録していない方にも参考のため送信しています。

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。